

## **第9章 事後調査計画**

### **9-1 事後調査の目的**

事後調査は、法対象事業者自らが工事中及び供用時の環境の状況等について調査を実施し、予測及び評価の結果の検証を行うことにより、必要に応じて追加の環境保全のための措置を適切に講ずるとともに、法対象事業者自らによる環境影響評価結果に基づく適正な事業の実施を目的とする。

### **9-2 事後調査の項目の選定**

事後調査を実施する項目は、予測を行った評価項目の中から次の視点を勘案し選定することとされている。

- ア 環境に及ぼす影響の程度が大きいもの
- イ 予測の不確実性が大きく、検証を要するもの
- ウ 環境保全対策の実施の効果が出現するまでに時間を要し、継続的な監視が必要なもの
- エ 効果に係る知見が不十分な新たな環境保全技術を実施した場合に、その技術の実効性について検証を要するもの
- オ その他

第5章を踏まえ、事後調査を行う評価項目はないと判断する。